



平成 27 年 7 月 31 日

各 位

社 名 グローバルアジアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 楊 晶
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 取締役 中杉 大陸
TEL 03-6435-7800 (代表)

(訂正)第三者割当による優先株式の発行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社が、平成 27 年 7 月 18 日に開示した「第三者割当による優先株式の発行及び定款の一部変更に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記の通りお知らせいたします。訂正箇所には下線を付しております。

記

【訂正前】

(5) 資金ニーズ

平成 27 年 5 月 29 日付「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成 27 年 5 月 29 日に約 1 億円の資金調達を実施しておりますが、この調達資金は当初公表した資金用途のとおり、運転資金および未払債務の返済へ充当中です。

当社グループは、平成 27 年 5 月 29 日の第三者割当増資により調達した約 1 億円の一部を、未払債務の支払いに充当いたしましたが、現在でも約 2.5 億円の借入金および約 2.5 億円の未払債務が残存しております。本件調達資金の一部を充当し、残存する負債を一掃することにより、延滞金等のコストの削減を図ることができます。

【訂正後】

(5) 資金ニーズ

平成 27 年 5 月 29 日付「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成 27 年 5 月 29 日に約 1 億円の資金調達を実施しておりますが、この調達資金は当初公表した資金用途のとおり、運転資金および未払債務の返済へ充当中です。

当社グループは、平成 27 年 5 月 29 日の第三者割当増資により調達した約 1 億円の一部を、未払債務の支払いに充当いたしましたが、現在でも約 3.0 億円の短期借入金および約 2.5 億円の未払債

務が残存しております。本件調達資金の一部を充当し、残存する負債を一掃することにより、延滞金等のコストの削減を図ることができます。

【訂正前】

③ 債務の返済

平成27年3月末日における未払債務の総額は、255,803千円（人件費10,327千円、弁護士費用38,963千円、調査委員会3,000千円、社会保険料及び税金88,209千円、業務委託費・手数料56,951千円、広告枠料35,494千円、その他22,859千円）であり、これらについては現時点でも未払いとなっております。また、平成27年3月末時点において借入金総額は256,300千円であり、そのうち支払期日の到来している借入金総額は216,300千円になり、これらについては現時点でも返済未了となっております。当社は、これらの借入金および未払債務の返済に本件調達資金の一部を充当いたします。現在までの当社の資金状況にご理解をいただき、取引先や債権者の皆様には支払を猶予いただいております。この状況を解消するため、これらの債務の返済を進め、取引先との円滑な取引及び取引先からの信用回復に努めてまいります。

【訂正後】

③ 債務の返済

平成27年3月末日における未払債務の総額は、255,803千円（人件費10,327千円、弁護士費用38,963千円、調査委員会3,000千円、社会保険料及び税金88,209千円、業務委託費・手数料56,951千円、広告枠料35,494千円、その他22,859千円）であり、これらについては現時点でも未払いとなっております。また、平成27年3月末時点において短期借入金総額は328,917千円あり、これらについては現時点でも305,917千円が返済未了となっております。当社は、これらの借入金および未払債務の返済に本件調達資金の一部を充当いたします。現在までの当社の資金状況にご理解をいただき、取引先や債権者の皆様には支払を猶予いただいております。この状況を解消するため、これらの債務の返済を進め、取引先との円滑な取引及び取引先からの信用回復に努めてまいります。

【訂正前】

定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

現 行	変更案
第8条（单元株式数） 当社の单元株式数は、100株とする。	第9条（单元株式数） 当社の单元株式数は、普通株式、 <u>A種優先株式につき、それぞれ100株とする。</u>
第9条～第18条(条文省略)	第10条～第19条(現行どおり)
(新 設)	第20条（種類株主総会） 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 2. <u>第16条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u>

現 行	変更案
	3. 第 18 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議に、第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

【訂正後】

定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

現 行	変更案
第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100 株とする。	第 9 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき 100 株</u> とする。
第 9 条～第 18 条(条文省略)	第 10 条～第 19 条(現行どおり)
(新 設)	第 20 条 (種類株主総会) 第 13 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 2. <u>第 15 条、第 16 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 3. 第 18 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議に、第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

以上